



徳島労働局発表
平成27年5月27日

担当	徳島労働局雇用均等室 室長 佐藤 真理子 地方機会均等指導官 新居 美佐子 電話 (088) 652-2718
----	--

6月は男女雇用機会均等月間です！

職場のマタハラに関する相談を受け付けています。

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等取扱いについて社会の理解を深める活動を実施しています。

第30回目の本年の月間のテーマは、『職場のマタハラでつらい思い、していませんか？～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～』です。

徳島労働局（局長 飯野 弘仁）では、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談が増加していることから、職場のマタハラが法律で禁止されていることや雇用均等室が相談窓口であることについて、下記3のセミナーを開催する等広く労使に周知していくこととしています。

1 法律で禁止されている職場のマタハラの具体例

- 上司から「産休・育休は認めない」と言われた
- 1年契約で更新されてきたが、妊娠を報告したところ、雇止めされた
- つわりや切迫流産で仕事を休んだところ、解雇された
- 育児のため夜勤の免除を申し出たところ、正社員からパートになるよう強要された
- 子どもが病気になり看護休暇を取ったところ、退職を強要された など

2 職場のマタハラについての相談窓口

○相談窓口：徳島労働局雇用均等室

徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階

電話 (088) 652-2718

○相談受付：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

○相談方法：電話もしくは来局

（匿名でも大丈夫。相談は無料ですので、まずはお電話ください。）

3 「パート、契約社員等雇用管理のポイント解説セミナー」の開催（参加費無料）

○日 時：平成27年7月16日（木）13:30～15:00

○場 所：あわぎんホール 5階小ホール

○内 容：期間雇用者の産休・育休、不利益取扱いの禁止について など

○問い合わせ先：雇用均等室（電話088-652-2718）

参考：妊娠・出産・育児期に法律で認められている主な制度

○母性健康管理措置（男女雇用機会均等法）

医師から、妊娠中のつわりなどの症状に対応して休業などの指導を受けた場合、会社に申し出て休業などの措置を講じてもらうことができます。

○産前・産後休業（労働基準法）

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から請求すれば、産前休業を取得できます。使用者は、出産の翌日から8週間は、原則として就業させてはいけません。

○育児休業（育児・介護休業法）

1か月前までに会社に育児休業申出書を提出することにより、原則として、子が1歳までの希望する期間、育児休業を取得できます（期間雇用者でも一定の要件を満たす場合は、取得できます）。

○育児のための深夜業の免除、子の看護休暇（育児・介護休業法）

子が小学校に入学するまでは、深夜業の免除や子の看護休暇を申し出ることができます。

参考：マタハラについての法律上の内容

○男女雇用機会均等法では…

事業主が、妊娠・出産等を理由として、女性労働者に解雇などの不利益な取扱いをすることを禁止しています。

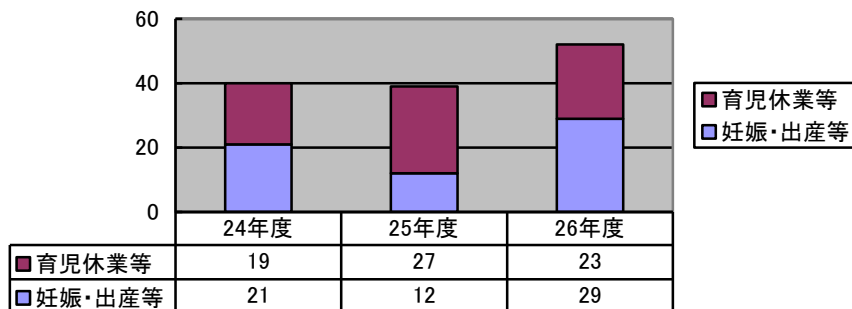
○育児・介護休業法では…

事業主が、育児休業や子の看護休暇等の制度の申出や取得を理由として、労働者に解雇などの不利益な取扱いをすることを禁止しています。

○妊娠・出産・育休等の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は、原則として、妊娠・出産・育休等を理由として不利益取扱いがなされたと解され、法違反となります。

○事業主が法違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や、悪質な場合には、企業名が公表されることもあります。

参考：妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談件数の推移



添付資料

・（女性労働者向けリーフレット）

働きながらお母さんになるあなたへ 職場でつらい思い、していませんか？

・（事業主向けリーフレット）

STOP！マタハラ 例えば…「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は違法です

・「パート、契約社員等雇用管理のポイント解説セミナー」チラシ

